

⇨ 輸出取引に係る輸出免税の適用者

Q : 当社は製造業を営んでおりますが、今年度から海外に自社製品を輸出することとなりました。輸出業務は商社に委託しますので輸出申告書上の名義人は商社になりますが、当社は実際の輸出者として輸出免税の適用を受けることができるのでしょうか？

A : 貴社と商社がそれぞれ一定の措置を講じれば、輸出免税制度の適用を受けることができます。

【解説】

事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合、輸出取引等に該当すれば、消費税が免除されます。ご質問のように輸出申告書の名義人と実際の輸出者が異なる場合でも、次のような措置を講じれば、実際の輸出者が輸出免税の適用を受けることができます。

(1) 貴社の講じる措置

輸出申告書等の原本を保存するとともに、輸出を委託した商社に対し、貴社が適用を受けるため、商社には輸出免税の適用がない旨を記載した「消費税輸出免税不適用連絡一覧表」を交付します。また、商社には、経理処理の如何にかかわらず、消費税法上の売上及び仕入として認識しないことを指導します。

(2) 商社の講じる措置

消費税の確定申告書の提出時に、所轄税務署長に対し、貴社から交付を受けた「消費税輸出免税不適用連絡一覧表」の写しを提出します。ただし、その課税期間において全く輸出免税制度の適用を受けていない場合には、この限りではありません。

